

神 奈 川 K B 野 球 連 盟 規 約

(平成 30 年 4 月 1 日設立)

第 1 章 総 則

(名称及び事務所)

第 1 条 本連盟は、神奈川県内に置く。
〒254-0806 神奈川県平塚市夕陽ヶ丘 35-22 ひまわりスポーツ内

(目的)

第 2 条 本連盟は、野球競技を通じて青少年の健全な育成を目指し、その普及振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 青少年の健全な精神、強健な身体を養い、礼儀正しさを学ぶ
- (2) 国際的スポーツマンの育成を目指し、積極的な交流を図る。
- (3) 競技者・家庭・学校・地域社会が一体となり、応援活動を推進する。審判技術の向上に関する指導と研究
- (4) 硬式野球に移る際の筋力障害を防止し、スムーズに移行させる。

また、上記の目的を達成するために、大会と指導者講習会の開催、交流試合の開催やチームの派遣等を行う。「明日の日本を担う子供たちを育てる」ため、「正しい野球を教える」ために普及推進活動を進める。

第 2 章 会 員

(会員の範囲)

第 4 条 本連盟の会員は、正会員及び賛助会員とする。

2. 正会員は、年度毎に登録されたチームとする。
3. 登録チームは、KB連盟枠 6、中体連枠 8、クラブ枠 2 とする。
4. 賛助会員は、本連盟の主旨及び目的に賛同し、特別の経済的援助または協力する個人、法人及びその他の団体とする。

(会員資格の取得)

第 5 条 正会員となるチームは、所定の登録申込書 2 通と登録金を本連盟事務所に提出して資格審査を受けなければならない。

2. 正会員チームはその登録事項に異動を生じたときは、直ちに本連盟事務所にその旨を届け出なければならない。

(会員資格の喪失)

第 6 条 正会員は次の事項に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 自ら脱退の意思を表明したとき。
- (2) 除名の処分を受けたとき。
- (3) 刑罰法規に基づいて起訴されたとき。
- (4) 本連盟の名誉または信用を傷つける行為があったとき。

(登録更新)

第 7 条 正会員の登録は、所定の様式に従い毎年 3 月末までに行わなければならない。

(規律)

第 8 条 正会員が次の事項に該当したときは、大会への出場停止その他の処分をすることができる。

- (1) 本連盟主催、後援又は承認する大会以外の大会に出場したとき。
- (2) 刑罰法規に基づいて起訴されたとき。
- (3) 本連盟の名誉または信用を傷つける行為があったとき。

第 3 章 役員

(役員)

第 9 条 本連盟に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
理 事 長	1 名
副 理 事 長	若干名
常 任 理 事	若干名
理 事	若干名
会 計	2 名
監 事	2 名

(役員の仕事)

第 10 条 会長は、本連盟を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
3. 理事長は、理事会を代表し、会務を執行する。
4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはこれを代行する。
5. 常任理事は、常任理事会を構成し会務を執行する。
6. 理事は、理事会を構成しすべての議決権を行使する。
7. 理事は、いずれかの専門部会に属し、会務執行の補佐を行う。
8. 会計は、経理事務を処理する。
9. 監事は、事業及び会計を監査する。

(役員を選出方法)

第11条 会長及び副会長は常任理事会で推挙し、理事会で決定する。

2. 理事長、副理事長、常任理事、会計及び監事は理事の互選により選出する。
3. 会長は、必要に応じて学識経験者より、理事若干名を推挙することができる。

(専決権)

第12条 会長及び理事長は、緊急を要することで理事会に諮る暇のないときはこれを執行することができる。ただし、直次の理事会においてその旨を報告し承認を得なければならない。

(役員任期)

第13条 役員任期は2ヶ年とする。ただし、再選を妨げない。

2. 補欠または増員による役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員任期が満了しても後任者が就任するまではその職務を継続しなければならない。

第 4 章 会 議

(会議の種類)

第14条 本連盟の会議は、理事会、常任理事会、専門部会、専門委員会とする。

2. 会議はそれぞれの構成員の2分の1以上の出席を必要とする。
3. 会議はそれぞれの機関長が議長になり、すべての議事は出席者（委任状の提出は出席とみなす。）の過半数を以って決し、可否同数の場合は議長が決する。

(理事会)

第15条 理事会は、本連盟の最高議決機関であり、毎年度当初、会長が召集する。

2. 会長が必要と認めたとき及び理事の半数以上が要求したときは、臨時理事会を開催しなければならない。

(理事会の議決事項)

第16条 理事会は、次の事項を審議議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 収支計画及び収支報告
- (3) 規約の制定及び改廃
- (4) 役員選出
- (5) その他本連盟の運営上必要な重要事項

(代理権)

第17条 理事が、やむをえず理事会を欠席する場合は、その代理人を出席させるか、他の理事に委任し、議決権を行使することができる。ただし、この場合は委任状を以てしなければならない。

(常任理事会)

第18条 常任理事会は、本連盟の執行機関であり、必要に応じて理事長が召集する。

(常任理事会の職務)

第19条 常任理事は、理事長を補佐し、次の事項を処理する。

- (1) 理事会に対する提案事項の企画立案
- (2) 理事会での決定事項及び理事会より付託された事項の処理

(議事録)

第20条 理事会、常任理事会は、議事録を作成し永年保存とする。他の会議は、必要に応じて議長が指示する。

書記は議長が指名する。

2. 議事録は、議長及び出席者より選出した1名が、議事録署名人として署名捺印する。
3. 議事録は、会長及び理事長の承認を得て配布する。

第 5 章 会 計

(財源)

第21条 本連盟の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- | | | |
|-----|---------|---------------------|
| (1) | 登 録 金 | 毎年度登録に伴う負担金 |
| (2) | 参 加 料 | 本連盟主催の大会参加に伴う負担金 |
| (3) | 負 担 金 | 各種会議会合に伴う負担金 |
| (4) | 補 助 金 | 上部組織及び行政よりの事業補助金 |
| (5) | 賛 助 金 | 賛助会員会費 |
| (6) | 寄 付 金 | 一般寄付金 |
| (7) | 事 業 収 入 | 各事業に伴って生ずる収入 |
| (8) | その他の収入 | 以上のいずれの項目にも含まれない雑収入 |
2. 登録金、参加料、負担金の額は、別に定める。

(簿冊)

第22条 本連盟に次の簿冊を備える。

- (1) 会計簿
- (2) 備品台帳
- (3) その他必要と認められる簿冊

(会計年度)

第23条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり同年3月31日をもって終わる。

(予算及び決算)

第24条 会長は、毎年度当初に当該年度の収支計画書及び前年度収支報告書を作成する。

第 6 章 名誉会長、顧問及び参与

(名誉会長、顧問及び参与)

第 25 条 本連盟に、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

名誉会長、顧問及び参与は理事会の議を経て会長が委嘱する。

名誉会長は永年にわたって本連盟の会長として、特に功労があつた者とする。

顧問は会長、副会長及び理事長を退任した者、参与は理事を 10 年以上就任し退任した者とする。ただし、参与は当該支部に所属する者とする。

2. 会長は、必要に応じて学識経験者より顧問及び参与を委嘱することができる。
3. 名誉会長、顧問及び参与は本連盟の重要事項について会長の諮問に応ずる。

第 7 章 付 則

(規約の改廃)

第 26 条 本連盟の規約は、理事会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を得て変更することができる。

2. 日本中学生野球連盟規程、同細則に変更があつた場合は、それに関連する条項は、連動して改廃されたものとする。ただし、直次の理事会において承認を得るものとする。

(付則)

第 27 条 本規約は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

2022 年 3 月 1 日 規約改定 第 23 条, 第 24 条, 第 26 条